

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日から、A県B市所在の会社Cに毎年6か月程度季節労働者として雇用され、建設現場において潜函工としてケーソンショベルの運転業務等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで、D会社が元請として施工するE県F市所在の立坑築造工事現場において作業に従事したところ、耳鳴りがしたほか、耳の聞こえが悪くなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、G耳鼻咽喉科クリニックに受診し「両騒音性難聴」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、毎年6か月間ほどの季節雇用による潜函工としてケーソンショベルの運転業務に従事したことにより、著しい騒音にばく露し、本件疾病を発症した旨主張している。

(2) ところで、騒音性難聴の業務起因性の判断に関しては、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は「騒音性難聴の認定基準について」（昭和61年3月18日付け基発第149号。以下「認定基準」という。その要旨は、決定書別紙を引用する。）を策定しており、当審査会としても、この取扱いを妥当と判断するので、認定基準に基づいて、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであるか否かについて判断する。

(3) 「著しい騒音にばく露される業務におおむね5年以上従事していた」との要件についてみると、請求人は、6か月間程度の季節雇用であるものの、通算すると10年以上の潜函工としての従事期間が認められ、この期間に認定基準の要件を大きく上回る騒音にばく露したものである旨主張する。しかし、請求人が従事していた現場における騒音測定の記録はなく、実際に請求人が著しい騒音にばく露する業務に従事していたか否かについて、当審査会は判断し得ない。この点、請求人らは、他の現場において行われた騒音測定の結果等を根拠に、請求人が業務に従事していた現場も著しい騒音にばく露されるものであった旨主張するが、当審査会としては、請求人らが提出した騒音測定の現場が、請求人が実際に従事していた業務の現場と真に類似していると判断し得る根拠もないことから、直ちに請求人らの主張を認めることはできないものである。

(4) そこで、請求人に発生した本件疾病について精査すると、以下のとおりである。

請求人らは、H医師による障害（補償）給付請求書添付診断書において、「感音難聴の原因は、騒音ばく露によるものと推定される」と意見していることを捉え、騒音ばく露により本件疾病を発症した旨を主張するが、同診断書においては、請求人の聴力が騒音性難聴の特徴であるオーディオグラムがC⁵ d i pの型を示す等、騒音ばく露によるものであることを示す客観的な根拠は明記されておらず、当審査会としては、同診断書をもって請求人の難聴の原因を騒音ばく露によるものであるとは判断できない。

一方、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人の純音聴力検査の結果から、認定基準に基づく騒音性難聴ではないと考えられる、感音難聴の原因は不明である、と述べている。

(5) 以上のとおり、請求人らが行った測定結果等を勘案し、仮に請求人が著しい騒音にばく露される業務に従事していたとしても、請求人の本件疾病は、認定基準の要件を満たす騒音性の難聴であるとは判断できないものである。

(6) したがって、当審査会としては、本件疾病は、認定基準の要件を欠くものであり、請求人に発症した本件疾病と業務との相当因果関係を認めることができないと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。